

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	仲卸業者の役員又は使用人に対する副売買参加章の交付申請
概要	仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者の役員又は使用人に副売買参加章を交付することができます。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例施行規則第19条（昭和47年規則第7号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p>◎ 仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保し、売買取引の効率化が図られるときで、次の基準により交付します。</p> <p>1. 副売買参加章の交付基準</p> <p>青果部</p> <p>(1) 一仲卸業者に対する副売買参加章の交付数は原則として1個とする。ただし、法人仲卸業者である場合は、当該仲卸業者の適格役員の数と同数の副売買参加章を交付することができる。</p> <p>(2) 仲卸業者の前年度における場内卸売業者からの仕入額が、野菜、果実の区分ごとに仲卸業者1人平均仕入高の1/2以上を有する場合は、さらに副売買参加章1個を追加交付することができる。ただし、法人仲卸業者にあっては当該仲卸業者の適格役員の数と同数の副売買参加章</p> <p>水産物部</p> <p>(1) 一仲卸業者に対する副売買参加章の交付数は原則として1個とする。ただし、法人仲卸業者である場合は、店舗一区画あたり2個の副売買参加証を交付することができる。</p> <p>加算交付</p> <p>仲卸業者の前年度における場内卸売業者からの仕入額が、8億円以上の経営規模を有し、かつ資産内容が良好である場合には、副売買参加章1個を加算交付することができる。</p> <p>2. 被交付者の資格要件</p> <p>(1) 関係業務の経験を5年以上有する成年人</p> <p>(2) 次の項目に該当しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破産者で復権を得ないものであるとき ・禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられたもので、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき ・大阪市中央卸売市場業務条例第63条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき <p>(3) 売買参加者の業務を適確に遂行することができる知識を有しているか、本市が実施する試験に合格した者。ただし、青果部仲卸業者（法人の場合は、適格役員）であった経歴を有するときは、書類審査に合格した者</p>
標準処理期間	2週間～1か月
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shijjo/page/0000023288.html
備考	—